

保健福祉関係〈つづき〉

23	保健補導員会	4市町村とも設置しています。合併時、新市において設置します。
24	遠隔医療推進事業	佐久市が実施しています。 合併時は現行どおりとし、その後新市において対象地域を検討して実施します。
25	佐久市立国保浅間総合病院	佐久市のみ自治体病院を開設しています。合併後も現行どおりとします。
26	浅科村国保診療所	浅科村が実施しています。合併後も現行どおりとします。 医師の派遣は病院との協議により決定します。
27	へき地内山出張診療所	佐久市が実施しています。合併後も現行どおりとします。
28	国保病院・診療所往診車使用料	佐久市・浅科村が徴収していますが、使用料金に違いがあります。 合併時、佐久市の例により統一します。 使用料：2km以下1回500円、1km増すごとに追加1回250円（片道で算出）
29	国保病院・診療所手数料	佐久市・浅科村が徴収していますが、手数料額に違いがあります。 合併時、佐久市の例により統一します。 【文書料】 死亡診断書／3,150円 死体検案書（検案料を含む）／5,250円 生命保険病歴診断書／4,200円 普通診断書／2,100円 恩給診断書／5,250円 後遺障害診断書／5,250円 国民年金・厚生年金等廃疾認定診断書／5,250円 身体障害者手帳交付申請時の診断書／3,150円 自動車損害賠償保障法による診断書／5,250円（診療報酬明細書の証明を含む） 市町村交通災害共済用診断書／2,100円 その他の証明書／1,050円 【健康診断料】 総合健康診断（ドック等）・普通健康診断・血液型検査については、医科点数表に定める額を基礎として市長が定める額とします。
30	単独低所得利用者負担対策 （介護保険居宅サービス）	佐久市・御代田町が実施しています（御代田町は平成16年度で事業終了予定）。 合併時、佐久市の例により実施します。 対象者 市民税非課税世帯で、介護保険の高額介護サービス費の上限額が最も低い所得区分に属する者（生活保護受給者を除く）、または、これに準ずると市長が認めた者 援護金額 居宅サービスを利用した利用者負担月額額の30%を支給
31	介護保険事業計画策定懇話会	4市町村とも設置しています。合併時、新市において設置します。

経済関係

32	諸証明手数料（農業委員会）	佐久市・浅科村・御代田町が徴収していますが、証明書項目に違いがあります。 合併時、佐久市の例により統一します。 手数料徴収証明書 譲渡所得の特別控除に係る証明書、登録免許税の軽減に係る証明書、引き続き農業経営を行っている旨の証明書、相続税・贈与税の納税猶予に関する適格者証明書、その他 手数料／1部300円
33	水田営農定着化整備事業補助金	転作の定着化を目的とし、水田整備（暗渠排水・客土等）を対象に補助金を支給するもので、臼田町が実施しています。 新市発足までに整備完了の見込みのため、合併時、廃止します。
34	佐久バルーンフェスティバル	佐久市が実施しています。合併後も新市において実施します。
35	佐久鯉まつり	
36	佐久高原つつじまつり	
37	佐久高原コスモスまつり	
38	信州SAKU音楽祭佐久ミュージカル	
39	平尾山もみじまつり	
40	コスモス街道振興	